



宮 崎 県 公 報

平成23年2月7日(月曜日) 第 2257 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

公 告

○土地改良区の土地改良事業計画の変更認可申請

頁

の 適 当 の 決 定 (農 村 整 備 課) 1
○市町村営土地改良事業の施行協議の適当の決定
(2件) (“) 1
○市町村営土地改良事業の施行の同意 (“) 1
○公共測量の実施の通知 (管 理 課) 1

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、都城盆地土地改良区(都城市)の土地改良事業計画(維持管理事業)の変更の認可の申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年2月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 縦覧に供する書類
決定に係る土地改良事業計画書及び定款の写し
- 縦覧期間
平成23年2月7日から平成23年3月8日まで
- 縦覧場所
都城市役所農村整備課内、三股町役場産業振興課内

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、都城市が行う土地改良事業(都城盆地地区、基幹水利施設管理事業)の施行協議を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年2月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 縦覧に供する書類
決定に係る土地改良事業計画書写し
- 縦覧期間
平成23年2月7日から平成23年3月8日まで
- 縦覧場所
都城市役所農村整備課内

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、三股町が行う土地改良事業(都城盆地地区、基幹水利施設管理事業)の施行協議を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年2月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 縦覧に供する書類
決定に係る土地改良事業計画書写し

- 縦覧期間
平成23年2月7日から平成23年3月8日まで
- 縦覧場所
三股町役場産業振興課内

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、都城市が行う土地改良事業(山中・中村地区、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業)の施行に同意した。

平成23年2月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、都城市長から次のとおり通知があった。

平成23年2月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 作業の種類
公共測量(3級基準点測量)
- 作業期間
平成23年1月11日から平成23年6月30日まで
- 作業地域
都城市太郎坊町外